

逗子市分離独立記念日及び市制記念日に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭和25年7月1日に横須賀市から分離独立し逗子町となり、昭和29年4月15日に市制が施行された当時の歴史を後世に伝え、郷土への愛着と誇りを高めるため、分離独立記念日及び市制記念日（以下これらの日を「記念日」という。）を制定することについて必要な事項を定めるものとする。

(記念日)

第2条 記念日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市制記念日 4月15日
- (2) 分離独立記念日 7月1日

(記念日の取組)

第3条 市長は、記念日の趣旨に沿った取組を、分離独立した年及び市制を施行した年からそれぞれ10年毎に実施するものとする。

第4条 市長は、記念日について、広く周知に努めるものとする。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、当時の歴史を後世へ伝えることができる者に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。